

いま保険とは何かを考える

駒沢大学 石名坂 邦 昭

このたびのテーマ「いま保険とは何かを考える」について、多種多様のアプローチの方法がある。保険学は古い歴史を持つ学問であり多くの論議がなされてきた。われわれ報告者は何度か会合を持ち論議を重ねてまいりました。その中で、われわれ共通の認識として、「いま」をどう捕らえるかが問題となりました。われわれは、「いま」を現在も含めた「近未来」と解釈しました。「保険とは何か」については、報告者の専門分野からアプローチしてもらうことになりました。第一報告は「保険と共済の [環境] について」早稲田大学の江澤先生がおこないます。共済は、大規模共済を念頭において、相互に助け合うという精神で保障を行うという立場から報告されます。東北学院大学の梅津先生には「保険契約の法的性質再考について」報告をいただきます。同様に、法律的立場から「横断的投資サービス法制度に関する一考察」－生命保険金融商品として規制すべきか－について日本生命の松沢氏に報告をいただきます。損害保険の立場からは、MSK基礎研究所の後藤氏が「差異が縮小するリスク・サービス産業」－資本市場における保険と金融の進展－のテーマで報告をいただきます。生命保険の立場からは、キャピタスコンサルティングの森本氏に「昨今の国際的動向から保険商品を再考」について報告をいただきます。

古くて新しいテーマであり、大変困難な作業ではありますが、一人ひとりが真剣に考えていかなければならないテーマであると思います。活発なご討議をお願いします。

保険と共済の「境界」について

早稲田大学 江澤雅彦

2006 年 4 月の保険業法改正により、保険業の定義が見直され、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業についても保険業に含め原則として保険業法の適用下におくものの、保険業法第 2 条 1 項の中に「他の法律に特別の規定のあるもの」（各種協同組合による根拠法のある共済等、以下、制度共済）を挙げ、当面保険業法の適用を除外した。これによって制度共済は、原則上、保険業法の適用を受ける保険となった。さらに、改正保険業法施行後 5 年以内をメドに、制度共済等を含めた「共済事業全体の在り方」を検討する方向性が示された。

ところで、実質的意味における協同組合保険のことを共済事業と呼ぶのは、わが国の民営保険の経営主体が、保険業法により株式会社と相互会社に限定されていたことによる。戦前・戦後を通じて協同組合は、自ら保険事業を営むことを可能とするため保険業法の改正を要請したが、実現には至らなかった。

その後は、各種協同組合の根拠法に共済事業の裏づけとなる規定が盛り込まれ、以降、共済という名で実質的な保険事業を営む途が開かれることとなった。

その結果、共済事業は、少なくとも保険業法による規制の枠外で、今日、周知のような普及・発展を遂げた。規模の拡大は、いわゆる「イコール・フットィング」論を呼び起こし、上述のように、制度共済が原則的には保険業法下におかれることとなった。また、そうした成長・発展は、制度共済の社会性を増加させ、協同組合内における経営・責任体制の整備、契約者保護の確保といった目的の下、各種根拠法の改正も行われた。

たとえば、生協による共済の根拠法規である「消費生活協同組合法」も約 60 年ぶりに改正され、2008 年 4 月 1 日、改正法が施行された。特に契約者保護に関連する主な規定を列挙すれば以下のとおりである。

- ・最低限保有すべき出資金額に関する規定

【平成 20 年度日本保険学会大会】

共通論題「いま保険とは何かを考える」

報告要旨：江澤雅彦

- ・ 兼業禁止に関する規定
- ・ 諸準備金の充実にに関する規定
- ・ 共済計理人の活用に関する規定
- ・ 支払余力比率に関する規定
- ・ 透明性の確保と外部からの監視に関する規定
- ・ 契約締結時における禁止行為に関する規定

こうした法改正が、生協の共済事業に及ぼす影響としては、「契約者への割戻金の抑制」、「推進行為に関する教育体制の整備」等が考えられる。

現下の状況では、保険と共済の境界は、株式会社または相互会社による保険事業と協同組合による保険事業との境界になったといえる。社団法人日本共済協会『ファクトブック 2007 日本の共済事業』においても、共済事業は、「協同組合が保険のしくみを使って行う保障事業」と説明されている。そうした意味で、共済事業は、もはや保険業の「アウトサイダー」ではない。

問題は、株式会社または相互会社が経営主体となる「会社保険」と、共済と呼ばれる「協同組合保険」の境界の存在の有無、あるいは、その位置づけである。

「協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織」で、「組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する」(ICA 声明第 2 原則)ものとされるが、一方で、それが大規模化するにつれ、加入者の結合は間接的となり、自治意識は希薄化してゆくという可能性も指摘される。また、一部のいわゆる地域的な制度共済については、新聞等に折り込まれた加入申込書に署名し、同時に掛金の振替口座を指定して返送するといった仕組みがとられている。こうした手続きからみて、共済団体である協同組合に対し、契約者がロイヤルティをもちうるかという疑問も生じうる。規制環境において、相当程度「会社保険」と接近した制度共済が、組合員による相互扶助制度としてのアイデンティティを打ち出すとすれば、「共済・保険に関する学習機会の積極的提供」と「共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治の実現確保」等が求められよう。

保険契約の法的性質再考

東北学院大学 梅津昭彦

1. 問題認識

近時、わが国の保険法学において保険契約の性質論を強調することは少なくなつたように思われる。しかしながら、保険が「いま」という社会生活環境においてその必要性和社会的影響の大きさが認知されているとすれば、保険契約の個別の規定を解釈しその適用要件を検討する場面において保険契約自体の法的性質を強調することが必要であると考え。そこで、本報告では、保険契約の性質のうち善意契約性を取り上げ、わが国におけるこれまでの議論をフォローし、特に伝統的に保険契約当事者に（最大）善意を要求する英国（米国）の理解を再確認することによって、保険契約のこれからの議論に資するような提言を行ってみたい。

2. わが国における善意契約性についてのこれまでの議論

(1) 善意契約性説

保険契約の善意契約性に関する見解は、保険契約の射倖契約性を認めることを前提とし、保険契約は射幸契約であるが故に、一般の契約以上に信義則（民法第 1 条第 2 項）が強く要請され、その善意性が認められるとするものである（大森忠夫「保険契約の善意契約性」『保険契約の法的構造』（有斐閣・1952 年）169 頁以下）そこで、保険契約の善意契約性が認められる場合には、特に保険契約者に告知義務（商法 644 条、645 条、678 条）、通知義務（商法 658 条、681 条）、損害防止義務（商法 660 条）などが課されているのは善意契約性に由来するものであると説明されていた。

(2) 善意契約性否定論

以上のような見解に対し、射倖契約性の理解にも温度差があり、また、善意契約の意味が、契約の成立から履行にいたる間、契約当事者が信義誠実（民法 1 条 2 項）に従って行動しなければならないという契約という意味にすぎないとしたならば、そのような善意契約性はすべての契約に等しく認められるものであり、

特に保険契約について強調されるべきものではないという意味で、善意契約性を否定する理解も主張されていた。

3. 英国保険法における理解

(1) 最大善意性の根拠（源泉）

保険契約の最大善意（*utmost good faith*）（最高信義（*uberrimae fides*））契約性を伝統的に認知してきたのは英国である。著名な判例である 1766 年 *Carter v. Boehm* 事件（(1766) 3 Burr. 1905）において Mansfield 卿が、保険は推測（*speculation*）に基づく契約であり、契約当事者のいずれか一方が知っている事実を相手方に秘匿することにより、相手方がその事実を知らないまままたは反対の事実が存すると信じさせ取引を行うことは、信義（*good faith*）がそれを許さないと述べたことが嚆矢である。

(2) 保険者の最大善意義務

保険者側に義務を課す根拠としてその最大善意性を強調する近時の判例として注目されたものが、1987 年 *Banque Financière de la Cité v. Westgate Insurance Co. Ltd.* 事件（[1987] 1 Lloyd's Rep. 69）である。さらに、契約締結の交渉時において保険者の開示義務のみならず、最大善意が保険者に要求する義務には、例えば、保険金請求に対するその対応と事故調査の場面が指摘されている。

4. (最大) 善意契約性を認めることの意味

確かに、保険法ないし各種約款の各規定は、それぞれの趣旨・目的を見極めたうえで解釈することが必要である。しかしながら、保険契約が有する特性を前提にするならば、そもそも論として保険契約の性質を強調することにより各規定の解釈の前提とすべきではないだろうか。そこで、一般に保険契約の（最大）善意契約性を認め、契約当事者双方にその性質の具体的発現としての権利ないし義務を指摘すべきである。保険契約の（最大）善意契約性故に、契約が有効に継続中において、そして保険事故（給付事由）が発生した場合における特に保険者の義務を認めることはできないか。このような理解を前提とした作業が「いま保険とは何かを考える」ことに答えることになると思われる。

横断的投資サービス法制度に関する一考察

一 生命保険は金融商品として規制すべきか

日本生命保険相互会社 松澤 登

1. 問題の所在

金融審議会では今後、生命保険業を全面的に取り込む横断的投資サービス法制度について検討する予定となっている。本報告ではそもそも横断的法制度とは何であるのか、また日本に導入するとした場合にどんな課題があるのかについて考察する。具体的には、日本の法令とEU指令に照らして生命保険および金融商品にかかる規制の特徴を明らかにし、EU指令が英国の法令にどのように取り入れられているのかを検証して、今後の議論にあたって検討の視点を提示したい。

2. 生命保険業と金融商品取引業にかかる規制

日本・EUともに生命保険会社の他業が制限され、事業として生命保険引受と金融商品取引とは分離されている。それぞれの規制の特徴は日本とEUとで共通しており、金融商品では情報開示による市場の評価が重視され、当局の関与は限定的である。一方、生命保険では契約の継続が重視され、健全性の維持、経営悪化時の再建、および破綻時の処理が当局の関与のもとで行われている。

販売規制の特徴も共通しており、金融商品では、投資メリットとリスクを中心とする情報提供、および投資リスクを負えない顧客への販売を抑止するための規制が設けられている。一方、生命保険においては、保障内容を中心とした情報提供、および商品内容と顧客ニーズとの合致について配慮させる規制が設けられている。このように規制の特徴が日本とEUで共通するのは、市場リスクを顧客に転嫁する業と、顧客のリスクを引き受ける業という事業の特性があるからであろう。

英国では金融商品と生命保険をひとつの法律で規制しているが、上記のEUの

【平成20年度日本保険学会大会】

共通論題「いま保険とは何かを考える」

報告要旨：松澤 登

生命保険規制を、横断的法制度である金融サービス市場法に原則としてそのまま導入している。ただ販売規制については、必要な範囲で金融商品に関する規制を重ねて生命保険販売に適用するというを行っている。この点、日本でも保険業法300条の2により投資性保険には金融商品取引法の販売規制が重ねて適用されており、既に英国同様の規制手法が導入されている。

3. 規制を支える制度

英国で横断化しており、日本と比べて特徴的なのは、紛争裁定制度やエンフォースメントなどの規制を支える制度である。

英国における金融分野の紛争解決制度であるオンブズマン制度は生命保険業も対象とする。ただ、英国ではオンブズマンの裁定に対して事業者サイドからの上訴が許されていないなど、日本への制度導入には憲法上の問題が存在する。

また、英国では金融商品取引業者のみならず生命保険会社についても、法令違反行為に対して課徴金が課される。ただ、日本のような商品事前認可や、違法行為がなくても業務状況によって業務改善命令等を発出できるといった生命保険会社の経営に当局が強く関与する制度がないことに留意すべきである。

4. 若干の考察

生命保険にかかる規制そのものは英国と日本とで大きく相違してはいない。したがって、今後日本で横断的法制度を検討する場合は、規制そのものよりもオンブズマンやエンフォースメントのような規制を支える制度を横断化するかどうかに焦点が当たることになるだろう。そして、これらの検討に当たっては、個別規制ごとに導入の可否を議論するのではなく、生命保険事業の競争促進や消費者保護のあり方といった視点から制度全体を整合的に検証・設計していくことが重要である。

差異が縮小するリスク・サービス産業
—資本市場における保険と金融の融合の進展—

MSK 基礎研究所 後藤和廣

はじめに

リスク・サービス産業とは、筆者の造語で、金融機関と金融機関付随業務に携わる企業群の総称として使っている。銀行、証券、保険等の金融機関は業態が異なるが、収益源である業務がリスクマネジメントである点で共通している。金融機関の「業態の垣根」は、低くなっており、金融機関は将来「リスク・サービス産業」として包含されるかもしれない。本報告では、リスクファイナンスを企業財務の視点から見直し、「リスク・サービス産業」の重要課題の1つである資本コスト等を論じたい。

1. リスク対応における資本市場の機能

リスクから生じる損失を処理する最終的な資金は株主資本である。損失が発生するとまず利益が減少する。さらに損失が拡大すると、株主資本で補填することになる。

リスクは最終的には投資家により負担される。リスクの最終的な処理資金である株主資本の提供者は資本市場の投資家であるからである。

金融機関（保険会社、証券会社、銀行等）の役割はリスクを資本市場の投資家に分散すること、換言すればリスクの出し手である非金融会社と投資家との間の導管的な機能を果たすことと言える。そして金融機関自身も、その多くは資本市場から株主資本を調達している。

リスクファイナンスは、損失発生後、企業が存続していくための資金(リスク・キャピタル)の調達計画をたて実施することであり、企業の財務活動の一部である。この点から、保険、ART、デリバティブ等は、リスク・キャピタルの一種であり、資本、借り入れ等の資金調達手段の一種と考えることができる。

企業は、リスク・キャピタルを資本市場から、自ら直接、調達することもでき、金融機関を経由することも可能である。リスク・キャピタルの選択の幅は金融機関の「業態の垣根」の低下により一層拡大している。

【平成 20 年度日本保険学会大会】

共通論題「いま保険とは何かを考える」

報告要旨：後藤和廣

どのリスク・キャピタルを使うかを決める際にはその調達コスト(資本コスト)が検討されるべきである。

2. 金融技術の進歩と金融機関の「業態間の垣根」の低下

金融技術が進歩し、金融商品は、ART のように今まで取り扱ってこなかったリスクを含む商品が開発されるなど多様化している。このような商品が金融機関の「業態間の垣根」の低下をもたらした。以下、保険リスクの証券化、融資枠他、ART 等の最近の特徴的な取引事例を説明し、「垣根」の低下の状況を述べたい。

3. 非金融会社における企業財務の視点からのリスクファイナンス

最近、企業財務の視点からリスクファイナンスを検討する非金融会社が増えている。企業財務の視点からの検討は金融機関の活動にも影響を与えるので、事例を説明したい。

4. リスクファイナンスにおける資本コストの重要性

リスク・キャピタルを調達するためにはコスト、すなわち資本コストが必要である。資本コストはリスクファイナンスのコストに影響するので安くする必要がある。特にリスクの最終処理手段である株主資本コストを低廉にすることは重視するべきである。

資本コストを下げるために次のような方法が考えられる。

- ① 良質なリスクのポートフォリオを作り、リスク・キャピタルを減らす
- ② 発生しやすい少額の損失は保有する
- ③ 最適資本構成を検討する
- ④ オフ・バランスシート・キャピタルを使う
- ⑤ 高株価経営を行う

昨今の国際的動向から保険商品を再考する

キャピタスコンサルティング株式会社 森本祐司

本発表は、昨今の保険負債に対する国際的動向を勘案した上で、保険商品の構造を再考し、論点を洗い出そうとするものである。

1. 昨今の国際的動向

保険負債に関連した主たる国際的動向としては、国際会計基準における保険契約プロジェクトと国際的なソルベンシー評価に関する動きがある。国際会計基準では、2007年「論点書」¹が出され、その中で保険負債について現在出口価値と呼ばれる方法で評価し、そのために必要な3つの基礎的要素（将来キャッシュフローの見積り、貨幣の時間価値の影響、マージン）を掲げている。国際的なソルベンシー評価の動きの中では、保険監督者国際機構（IAIS）が2007年に公表した「ストラクチャーペーパー」²の中で、保険負債は市場整合的な原則・手法・パラメータに基づいて（すなわち経済価値で）評価すべきとしている。

両者の方向性として、保険負債を市場整合的に捉えようとしているということが挙げられる。その手法が導入されることにより割引率は市場の無リスク金利が活用され、保険リスクについても適正なマージンを可能な限り市場整合的に較正することが求められるようになる。このような手法は、特に従来の生保数理に基づいた保険料・責任準備金計算とは大きく異なることとなる。

2. 国際的動向から見た保険商品の特徴

こうした変化は、保険商品の見方について何か影響を及ぼすものだろうか。例えば、市場整合的な保険負債評価を考える上で論点となるものの一つに「契約者動向」というものが挙げられる。これは、保険契約者がいつでも保険契約を解約して解約返戻金が得られるという選択権を持っていることに基づくものであり、こうした動向をどのように保険負債価値に反

¹“Discussion Paper: Preliminary Views on Insurance Contracts,” 2007

² IAIS, “The IAIS Common Structure For The Assessment Of Insurer Solvency,” 2007

映させるべきか、ということが論点になっている。金融商品的なオプションとして完全に織り込むことは実態と乖離している（契約者に非経済合理的な行動が多く見られる）ことから、過去の実績に基づく解約率の推定、解約と市場金利やその他のファクターとの関連性、解約率の不確定度合いに対応するマージンの推定といった、様々な推定や検討などが必要となる。過去の推移からでは読み取れないために、モデルの不確実性といったものを織り込むこととなるとすればさらにマージンが要求され、将来的にはそれは保険料に跳ね返り、保険契約者が負担するといった事態を招くことも想定される。

3. 問題解決に向けて

何故こうした問題が起るのか。この問題の根本的な部分は解約返戻金額にある。自明な比較として、国債や株等の金融商品を保有している場合を考える。一般に、金融商品はいつでも「売却可能」（＝売却という選択権あり）であるが、それが問題視されることはない。なぜか。それは常に市場価格での売買が基本となっているからである。翻って保険の解約返戻金は（少なくとも現状では）市場整合的になっていないために、解約するというアクションによって保険会社が経済的に不利益を被る（または利益を得る）可能性がある。

簡単な解決方法としては解約返戻金を金融商品同様、市場整合的にすればよい。ただし一部商品を除いてこうした施策はとられていない。市場環境によって解約返戻金変動することが契約者にとって分かりにくく、混乱を招くといったことが最大の要因と考えられる。しかしながら、市場整合的な解約返戻金というのは、言い換えれば「このまま保険に入っていれば保険契約者が受け取るべきであった将来キャッシュフローの現在の価値」にほぼ等しいものである。（期待値として）「30年後の100万円」を得られるはずだった保険を解約するならば、「30年後の100万円の現在価値」を返還してもらえばよく、その価値は市場金利によって変わり得るが、逆にある意味公平ともいえる。

こうした意味合いが消費者にも正しく理解され、商品構造に組み込まれば、保険会社は余計なマージンを保険商品に乗せる必要がなくなり、結果としてより適正な保険料の保険商品を提供できるようになるのではないだろうか。